

日本国際経済法学会査読要領

1. 審査体制

自由論題の原稿の審査は、原則としてレフェリーによる査読をもって行い、下記の 2 ないし 5 の方法により、その査読結果に基づき編集委員会が掲載の可否を決定する。文献紹介についても、大学院生、PD およびこれらに準ずる者に執筆を依頼する場合には査読を行うこととし、下記の 6 の方法によりこれを行う。その他の原稿については、編集委員会が必要に応じて執筆者に修正を依頼し、なお掲載の水準に達していないと考える場合には、掲載不可の決定をすることがある。

2. レフェリーによる査読の目的

レフェリーによる査読は、投稿された原稿につき、学会誌に掲載すべき水準にあるか否かを審査すること、および、学会の同僚として、再考して修正すべき点があるとすればどこかを執筆者に内々にアドバイスすることを目的とする。

3. レフェリーによる査読の手続

(1) 編集委員会主任は、原稿ごとに、当該原稿に関連する分野の各編集委員にレフェリー候補者 2 名の推薦を依頼する。編集委員会主任は、推薦された候補者の中から内容・負担等を考慮して適任者 2 名を決定した上でレフェリーの依頼を行う。編集委員もレフェリー候補者から除外されない。

(2) 編集委員会主任は、レフェリー制の公正な運用を確保するため、やむを得ない場合を除き、何人に対してもレフェリーおよび原稿執筆者の氏名を明らかにしてはならない。レフェリーの氏名は編集委員にも報告しない。レフェリーとの連絡調整は編集委員会主任のみが行い、レフェリーに対してもレフェリー依頼の事実の秘匿を求める。

(3) 編集委員会主任は、レフェリーに対して電子メールで依頼することが可能である場合には、(i) 執筆者名を削除した原稿、および、(ii) 「結果報告書フォーム」を添付した上で、原則として 3 週間以内に (ii) に査読結果を記入して回答するよう依頼する。電子メールで依頼することができない場合には、上記(i)および(ii)に加えて返信用封筒を同封した上で、受領後 2 週間以内に査読結果を記入した (ii) を発送して回答するよう依頼する。

(4) レフェリーによる第 1 回目の査読結果は、「(A) そのままで掲載可」、「(B-1) コメントする点を考慮して修正するのが望ましいが、そのままでも掲載可」、「(B-2) コメントする点を考慮して修正すれば、再審査を経ずに掲載可」または「(B-3) コメントする点を踏まえて修正した後の原稿を再審査し、改めて判断する」のいずれかとする。

(5) 上記 (B-3) の結果報告があった場合、再提出された原稿に関する第 2 回目の再査読結果は、「(a) そのままで掲載可」、「(b) コメントする点を考慮して修正すれば、掲載可(再審査はしない)」または「(c) 掲載不可」のいずれかとする。

(6) 以上にかかわらず、編集委員会主任は、投稿の締め切りの超過、文字数の大幅な超過など投稿原稿が投稿のための要件を明らかに満たしていないと判断する場合、その他著し

く短い原稿など投稿論文が論文としての基本的条件を著しく欠くと判断する場合には、当該原稿に関連する分野の各編集委員と協議し、レフェリーに付さないと決定し、掲載不可の旨を執筆者に伝えることができる。この決定に対して執筆者から異議が申し立てられた場合には、編集委員会においてレフェリーに付すか否かを協議する。

4. 査読結果の受領後の措置

レフェリー2名の査読結果を受領した後、編集委員会主任は次の措置をとる。

(1) いずれの査読結果も (A) の場合、その結果を執筆者に伝えて査読手続を終了する。

(2) いずれかの査読結果が (B-1)、(B-2) または (B-3) の場合、その結果を執筆者に伝え、一定の期間内に加筆修正後の原稿を提出するよう依頼する。その際、レフェリーからのコメントは、レフェリーの特定ができないように適宜修正する等の措置をとった上で執筆者に伝える。

(3) 上記 (2) に基づいて依頼をしたもののうち、査読結果が (B-1) または (B-2) であったものについては、再提出された原稿を受領することによって査読手続は終了する。

(4) 上記 (2) に基づいて依頼をしたもののうち、査読結果が (B-3) であったものについては、再提出された原稿を再度その評価をしたレフェリーに送付して、第2回目の審査を依頼する。

(5) 第2回目の再査読結果が (a) の場合には (1) を、(b) の場合には (2) および (3) を、それぞれ準用する。再査読結果が (c) の場合、編集委員会に諮り、その後の措置を検討する。その措置の中には、第3レフェリーを選考して査読を依頼する措置も含まれる。最終的な編集委員会の結論が掲載不可の場合には、掲載不可の旨を執筆者に伝える。この場合には、次号回しにするなど、再度機会を与えることもある。

5. 投稿原稿が掲載不可となった場合の扱い

投稿原稿が査読の結果掲載不可となった場合には、編集委員会はこれを編集委員会の委員以外には漏らさないものとする。編集委員会が、掲載不可となった原稿があるという事実を理事会等に報告すべきやむを得ない事情があると判断した場合にも、執筆者名、論題およびレフェリーの氏名は匿名として報告する。

6. 文献紹介について、大学院生、PD およびこれらに準ずる者に執筆を依頼する場合には、原則として1名のレフェリーにより査読を行う。その手続は、1ないし5に準じる。